

○東京海洋大学学生表彰規則の推薦基準に関する申合せ

1. この申合せは東京海洋大学学生表彰規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、学生の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 表彰の基準（規則第2条関係）
 - (1) 「学業において特に顕著な業績を挙げたと認められる学部学生」の選考基準は、次のとおりとする。
 - ①早期卒業者
 - ②最短修業年限で卒業する者で、特に優秀な成績を収めたと認められる学部学生
 - ア. 学生の成績を在学4年分のGPAで評価する。
 - イ. 各学科(学年定員)の上位約2%を表彰する。
 - ウ. 編入・転学部・転学科学生の取り扱いは、当該学科の判断に委ねる。
 - (2) 「研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる大学院生又は学生団体」の選考基準は、次のとおりとする。
 - ①国際規模又は全国規模の学会又は団体から表彰を受けた者
 - ②早期修了者
 - (3) 「課外活動において優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体」の選考基準は、次のとおりとする。
 - 体育系課外活動について
 - ①国際規模の競技会に出場した場合
 - ②全国規模の競技会に出場し、優勝又は準優勝した場合
 - ③その他、体育系活動において著しく本学の名誉を高めた場合
 - 文化系課外活動について
 - ①国際規模の展示会・発表会などに出品・出演し、入賞した場合
 - ②全国規模の展示会・発表会などに出品・出演し、優勝(これに類する名称を含む)した場合
 - ③その他、文化系活動において著しく本学の名誉を高めた場合
 - (4) 「社会活動（ボランティア活動を含む）において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる学生又は学生団体」の選考基準は、次のとおりとする。
 - ①国際規模又は全国規模のボランティア団体などから表彰を受けた場合
 - ②公共団体などから表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けた場合
 - ③その他、社会活動において著しく本学の名誉を高めた場合
3. 表彰の時期（規則第6条関係）
 - (1) 早期卒業者及び早期修了者の学生の表彰は、それぞれ卒業時又は修了時に行う。
 - (2) 前号以外の学生の表彰は、表彰が決定された後、直近の9月又は3月に行うことを原則とする。

附 則 （略）

附 則

この申合せは、平成29年6月23日から施行する。